

第二章 火薬類に関する保安

第 1 危害予防規程

製造業者は、災害の発生を防止するため、危害予防規程を定め、大臣の認可を受けなければならない。ただし、知事の許可に係る製造業者については、知事の認可を受けることになる。(法第 28 条)